

# 施設機能監視制度実施要綱

平成5年10月20日付け5構改D第720号  
最終改正 平成21年5月11日付け20農振 第669号

各地方農政局長  
北海道開発局長  
沖縄総合事務局長  
各都道府県知事

殿

農林水産事務次官

## 第1 目的及び趣旨

1. 施設機能監視制度は、国営土地改良事業により造成された農業用排水施設について、施設造成後の早期段階において施設本体又はその周辺部に発生した、調査・設計・施工時には想定し得なかった施設の機能の十全な発揮に支障を及ぼす事態（以下「不測の事態」という。）に対処して、当該施設の造成に係る国営土地改良事業において工事等を実施することにより、当該施設の機能の維持を図り、もってその適切な維持管理に資することを目的とする。
2. 本制度の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2 対象事業

本制度の対象事業は、法に基づき実施される国営かんがい排水事業、畑地帯総合土地改良パイロット事業、国営農地開発事業及び国営農地再編パイロット事業のうち、農村振興局長が別に定める事業以外のものとする。

## 第3 指定工程及び第二種工事

### 1. 指定工程

この要綱における指定工程とは、対象事業により造成された農業用排水施設（以下「造成施設」という。）の供用開始後に発生した不測の事態に対処して行う必要がある補修工事又は補強工事として以下に定めるものであって、別表に掲げる基準に該当するものをいう。

- (1) 令第52条の2第4項第3号に規定する指定工程
- (2) 土地改良法施行令及び沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成5年政令第338号。以下「5年改正令」という。）附則第2条第3項第1号ハに規定する指定工程
- (3) 土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第216号。以下「元年改正令」という。）附則第2条第8項第1号ハに規定する指定工程
- (4) 土地改良法施行令の一部を改正する政令（昭和47年政令第231号。以下「47年改正令」という。）附則第10項ハに規定する指定工程
- (5) 土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第8項等の農林水産大臣の定める支払方法を定める件（平成4年1月24日農林水産省告示第103号。以下「4年告示」という。）1の(注)の第1号ウの(ウ)に規定する指定工程
- (6) 土地改良法施行令第52条の2第6項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める件（平成20年6月4日農林水産省告示第869号。以下「20年告示」という。）第2号のイに規定する指定工程

## 2. 第二種工事

この要綱における第二種工事とは、以下に定めるものであって、指定工程を含む工事として、別表に掲げるものをいう。なお、平成5年10月20日以後に申請等が行われる対象事業について第二種工事を定めようとする場合には、あらかじめ土地改良事業計画において指定するものとする。

- (1) 令第52条の2第4項第4号ロに規定する第二種工事
- (2) 5年改正令附則第2条第3項第3号ロに規定する第二種工事
- (3) 元年改正令附則第2条第8項第2号ロ及び附則第3条第10項第3号ロに規定する第二種工事
- (4) 47年改正令附則第10項ロに規定する第二種工事
- (5) 4年告示1の(注)の第1号ウの(イ)及び第2号ウの(イ)並びに2の(注)の第1号カの(イ)及び第2号カの(イ)に規定する第二種工事
- (6) 20年告示第2号のイの(イ)に規定する第二種工事
- (7) 令第52条の2第7項第5号ロに規定する第二種指定工事
- (8) 5年改正令附則第2条第3項第2号ロに規定する第二種指定工事
- (9) 20年告示第2号のウの(イ)に規定する第二種継続中工事

## 第4 制度の内容等

### 1. 制度の内容

本制度は、第二種工事に係る不測の事態が発生した場合に、指定工程を以下により段階的に実施するものとする。

#### (1) 原因究明調査

原因究明調査は、不測の事態の発生原因の究明調査及び対策工法の検討等を行う。

#### (2) 対策工事

対策工事は、原因究明調査の結果に基づき造成施設の機能回復を目的として行う。

### 2. 制度の適用

本制度は、第5に定める手続を了した場合に限り、これを適用するものとする。

### 3. 適用期間

本制度の適用開始年度は、原則として対象事業における指定工程以外のすべての工事が完了した年度の翌年度とし、当該工事が完了した年度の翌年度から起算して3年間を本制度の適用期間（以下「施設機能監視期間」という。）とする。

## 第5 制度の実施手続

### 1. 平成5年10月20日以後に対象事業の申請が行われる地区にあっては、次の手続を了するものとする。

(1) 申請人（法第85条第1項の15人以上の法第3条に規定する資格を有する者、法第85条の2第1項の市町村又は法第85条の3第1項若しくは第6項の土地改良区をいう。）は、対象事業の申請に当たり、「国又は都道府県が行う土地改良事業の開始手続等について（昭和49年7月17日付け49構改B第732号農林事務次官依命通達）」第1の1の(3)、(5)及び(6)の規定に基づき、土地改良事業計画の概要において、予定される第二種工事、指定工程及び負担金の支払期間の始期を明記するとともに、本制度の適用について関係都道府県及び関係市町村の内諾を得ておくものとする。

(2) 地方農政局（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）は、指定工程以外のすべての工事が完了する年度の5月末日までに、当該年度において当該工事が完了することとなる旨を関係都道府県知事に対して通知するものとする。

2. 平成5年10月20日において現に対象事業が継続中の地区にあつては、原則として指定工程以外のすべての工事が完了する年度の5月末日までに、次の手続を了するものとする。

(1) 地方農政局は、当該年度において当該工事が完了することとなる旨を関係都道府県知事に対して通知するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の規定による通知があつたときは関係市町村長及び関係土地改良区理事長と本制度の適用につき協議の上、本制度の適用の可否につき地方農政局長に報告するものとする。この場合、関係土地改良区理事長は、協議の回答に当たって、事前に総会又は総代会の議決を得るものとする。

(3) 地方農政局長は、都道府県知事から(2)の規定による報告を受けたときは、農村振興局長あてにその内容を通知するものとする。

## 第6 国庫負担率

施設機能監視期間における国庫負担率は、当該期間中の各年度において各指定工程に係る工種に適用される国庫負担率とする。

## 第7 造成施設の管理委託の時期等

1. 造成施設の管理を土地改良区等に委託する場合は、原則として当該地区において指定工程以外のすべての工事が完了したときに、速やかにこれを行うものとする。

2. 1の規定により造成施設の管理の委託を受けた土地改良区等が通常行うべきものとされている管理行為は、本制度の対象とはしないものとする。

## 第8 施設機能監視期間における指定工程に係る負担金の支払期間の始期

1. 負担金（地元負担部分に限る。）の都道府県の支払の始期

施設機能監視期間に実施した指定工程に要した事業費に係る負担金（以下「施設機能監視期間における負担金」という。）の支払期間の始期は、施設機能監視期間最終年度の翌年度とする。

2. 負担金（地元負担部分を除く。）の都道府県の支払期間の始期

施設機能監視期間における負担金の支払期間の始期は、当該指定工程実施年度の翌年度とする。

## 第9 委 任

本制度の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

別表（第3関係）

1 ダム

地域等	第二種工事	
	第二種工事名	指定工程
すべての地域	法面保護工事	崩落法面の補修工事 又は補強工事
豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）  特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）  地すべり防止区域（地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定された区域をいう。以下同じ。）	洪水吐建設工事	洪水吐擁壁部分等の補修工事又は補強工事  構造物基礎部分の補強工事

2 頭首工

地域等	第二種工事	
	第二種工事名	指定工程
台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）第3条第1項の規定に基づき指定された台風常襲地帯  都市的地域（農林統計に用いる地域区分の改定について（平成2年11月30日付け2等第1160号（企）経済局統計情報部長通達）における農業地域類型区分において都市的地域に分類される地域をいう。）  豪雪地帯  特殊土壌地帯	頭首工 <b>軀体</b> 建設工事  護床工建設工事	頭首工 <b>軀体</b> 擁壁部分等の補修工事又は補強工事  構造物基礎部分の補強工事  護床部分の補修工事又は補強工事  基礎部分の補強工事

地震災害防止地域（地震により防災ダム又はため池が決壊することによる災害の防止を図る必要がある地域として、令第50条第7項の規定により農林水産大臣が定める地域をいう。以下同じ。）（注）		
法律等により地下水採取の規制等がなされる地域		
泥炭地、砂地盤等の軟弱地盤地域		

（注）農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林事務次官依命通達）別表第3に定める地域をいう。

### 3 用排水機場

地 域 等	第二種工事	
	第二種工事名	指定工程
特殊土壌地帯 地すべり防止区域 豪雪地帯 法律等により地下水採取の規制等がなされる地域 泥炭地、埋立・干拓地、盛土部分等の軟弱地盤地域	建屋建設工事	建屋基礎部分の補強工事  水路の補修工事又は補強工事

### 4 用排水路

地 域 等	第二種工事	
	第二種工事名	指定工程
特殊土壌地帯 地すべり防止区域 豪雪地帯 法律等により地下水採取の規制等がなされる地域	用排水路建設工事 （注）	用排水路基礎部分の補強工事  用排水路（開水路にあっては擁壁等のコンクリート部分、管水路にあっては管路部分）の補修工事又

地震災害防止地域		は補強工事
急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）		
泥炭地、埋立・干拓地、盛土部分等の軟弱地盤地域		

（注）水の流送のための水路組織の主要部分を構成する施設の造成に係る工事に限るものとし、分水工、ファームポンド等の構造物に係る工事は含まないものとする。